

平成22年度11月補正予算について

(単位:千円)

給与改定経費

△1,990,579

職員給与改定費

△1,982,283

(1)人事委員会勧告に基づく改定

△2,337,793

[一般会計 (19,841人)	△ 2,145,479 千円
	一般職員 (4,186人)	△ 481,521 千円
	警察職員 (2,787人)	△ 271,877 千円
	小学校職員 (5,696人)	△ 629,150 千円
	中学校職員 (3,207人)	△ 349,035 千円
	県立中等教育学校職員 (208人)	△ 21,825 千円
	高等学校職員 (2,886人)	△ 305,049 千円
	特別支援学校職員 (871人)	△ 87,022 千円
	企業会計 (2,043人)	△ 192,314 千円

(2)臨時的給与減額措置の緩和

355,510

[一般会計	332,597 千円
	一般職員	97,546 千円
	警察職員	29,794 千円
	小学校職員	102,583 千円
	中学校職員	50,746 千円
	県立中等教育学校職員	2,762 千円
	高等学校職員	39,946 千円
	特別支援学校職員	9,220 千円
企業会計	22,913 千円	

特別職期末手当等改定費

△8,296

[期末手当の年間支給割合の引下げ	
	年間3.1月分 → 2.95月分 (0.15月分減)	
	一般会計 (49人)	△ 8,757 千円
	企業会計 (1人)	△ 153 千円
[臨時的給与減額措置の緩和	
	一般会計	460 千円
	企業会計	154 千円

[職員給与改定の概要]

- 1 給与改定率 $\Delta 0.23\%$ (給料の改定 $\Delta 0.22\%$ 、諸手当等の改定 $\Delta 0.01\%$)
 - ・給料表の改定:概ね40歳以上の職員が受ける号給について平均 0.1% 引下げ
 - ・給与の抑制措置:55歳を超える職員に対する給与を 1% 減額(行政職6級相当以上)
- 2 期末・勤勉手当の年間支給割合の変更(23年4月1日以降適用)

年間支給割合	4.15月分	→	3.95月分	(0.2月分減)
期末手当	2.75月分	→	2.6月分	(0.15月分減)
〔6月期〕	1.25月分	→	1.225月分	(0.025月分減)
	1.5月分	→	1.375月分	(0.125月分減)
勤勉手当	1.4月分	→	1.35月分	(0.05月分減)
〔6月期〕	0.7月分	→	0.675月分	(0.025月分減)
	0.7月分	→	0.675月分	(0.025月分減)

(特定幹部職員についても、年間支給割合を同様に変更する)
※本年度に限り、12月期の期末手当及び勤勉手当の支給割合をそれぞれ1.35月分(0.15月分減)及び0.65月分(0.05月分減)に引き下げる。
- 3 調整措置
22年4月から実施日の前日までの公民較差相当分を所定の計算方法で算出し、22年12月期の期末手当で減額調整
- 4 給与減額措置の緩和
知事を除く特別職の給料月額及び職員の給料月額については、知事等及び職員の給与の特例に関する条例により、臨時的給与減額措置を緩和・解消する。
 - (1)一般職の減額率
特定幹部職員 $6\% \rightarrow 1\%$ (5% 減)、管理職員 $4.5\% \rightarrow 0.5\%$ (4% 減)
一般職員・若年層 $0.5\% \rightarrow$ なし(0.5% 減)
 - (2)特別職の減額率
知事 $25\% \rightarrow 25\%$ (緩和なし)
副知事 $18\% \rightarrow 15\%$ (3% 減)、その他の特別職 $15\% \rightarrow 12\%$ (3% 減)
- 5 実施時期 平成22年12月1日